

令和3年度第7回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和3年10月4日(月)

午前9時30分から

岡崎市役所 分館3F 大会議室

2 会議に付した議案

議案

議案第49号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第50号 農地の転用の許可の申請について

議案第51号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第52号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議案第53号 非農地交付申請について

議案第54号 農用地利用集積計画について

議案第55号 農用地利用配分計画案について

議案第56号 農用地利用計画変更について

報告

報告第28号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第29号 現況証明願について

報告第30号 農地の転用のための届出の受理について

報告第31号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

3 出席委員

(農業委員)

1番 石川 修次、2番 河内 小枝子、3番 木俣 壽人、6番 神谷 六雄

8番 鈴木 要、11番 保田 眞吉、12番 大竹 博久、14番 内藤 六市

15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志、17番 片岡 幸雄、19番 鈴木 泰孝

(農地利用最適化推進委員)

22番 杉浦 省二

4 欠席委員

(農業委員)

4番 酒井 功二、5番 柴田 若江、7番 酒井 誠一、9番 近藤 健次

10番 成田 恭淑、13番 加藤 健一、18番 近藤 靖一

(農地利用最適化推進委員)

20番 小野 盛光、21番 柴田 重三郎、23番 中根 浩司、24番 浅岡 治徳

25番 太田 政俊、26番 川澄 秀世、27番 柴田 享、28番 高木 政昭

29番 中野 永太郎、30番 八田 導英、31番 市川 眞人、32番 加藤 春雄

33番 新實 文夫、34番 早川 勝英、35番 阿部田 光春、36番 三浦 弘正

37番 舂 憲明、38番 山内 隆一

5 出席事務局員等

農業委員会事務局 事務局次長 山内 増樹、総務係係長 室田 すみえ
主任主査 遠藤 研吾、主査 三矢 洋平 主事 粟生 大樹
農務課 主査 豊田 明都

6 議事の内容

会長：それでは、ただいまから農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は4番の酒井 功二委員始め25名、出席は農業委員12名、推進委員1名です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは15番の二村 誓也委員と17番の片岡 幸雄委員をお願いいたします。それでは、議事に従いまして議案第49号を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って2件説明を行った。）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

大竹 委員：15番 調査日令和3年9月27日。本議案は、資金が必要になり農地の売却を希望していたところ、譲受人が申し出たので申請地を売却するというものです。譲受人の方は兄の所有農地で共同して耕作しており農作業の経験が20年ありまして、労力に余裕があり自身で耕作ができる状況です。また申請地は自宅から近くにあり条件も非常に良いということで、申請地を買い受けて農業経営基盤拡大を図り精進していくという意思を持っており、譲受人が耕作することは確実であると認識しています。なお譲受人が現在所有し耕作している面積は44アールほどです。貸し農地又は不耕作地は無い状況で、地域農業との調和が図られ支障無く効率的に耕作ができる状況にあるということで、調査員総合意見としては可といたします。

片岡 委員：16番 調査日令和3年9月26日。本議案は後ほどご審議いただく分家住宅建築に係るもので、水道メーターを設置する土地から分家住宅を建築する土地までの間に水道管を布設する案件です。水道メーターのある土地から分家住宅を建てる土地との間にもう1人の方の畑があり、そこに水道管を通したいという申請です。当事者の間において合意がされており支障が無いことを確認しています。理由としては適当であり、地域農業との調和が図られていると認められます。調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第 50 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地の転用の許可の申請について、議案書に沿って 4 件説明を行った。)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。

神谷 委員：申請番号 12 番 調査年月日は令和 3 年 9 月 29 日。本議案は、自動車整備工場を営んでいた申請者の父親が今年 1 月に亡くなり相続にあたり調査したところ、農地転用されていないことが判明したことによる申請です。申請地は昭和 58 年当時から現状のように駐車場で途中から洗車場も作られています。今回申請人がこの事業を継続するというので、始末書を添付し是正をするものです。申請内容及び現地での調査、聞き取りをしましたが、周辺農地の農業上の利用に問題等は無いことを確認しています。その他問題となる点もありませんでしたので、調査員総合意見として可といたします。

内藤 委員：申請番号 13 番 調査年月日は令和 3 年 9 月 30 日。本議案は、平成 12 年に農家住宅を建築した際に浄化槽まわり及び物置が申請地からはみ出していることが判明したことによるものです。面積は 30 m²です。畑であり分筆して宅地に転用する必要が生じたため今回の申請となりました。始末書も添付されています。地域農業への影響は特にありません。したがって調査員総合意見として可としたいと思います。

杉浦 委員：申請番号 14 番 令和 3 年 9 月 20 日に事務局並びに申請者代理人の行政書士と現地調査を行いました。この地区でも最近ソーラー発電が増えていまして、今回の設備は農地の有効利用ということで設置するソーラーパネルを従来の物より高くして、その下側で椎茸栽培をするものです。椎茸栽培は菌床と原木の 2 種類ありまして、菌床は建物が必要になりますので、本件は原木とって山から木を切って椎茸の菌を植えて発芽させるものです。使われていない畑を利用するというので、地域農業への影響は無いと思います。調査員総合意見として可としたいと思います。

二村 委員：申請番号 15 番 調査員の新實委員が本日欠席されているため、15 番の二

村が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は9月22日となっております。この申請は、子供の成長に伴い世帯の車両保有台数が増えたため、自宅の隣接である申請地に駐車場を拡張したいという申請です。申請地の状況は一部コンクリートが敷かれた雑種地となっているため、始末書が添付されています。申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。また、その他問題となる点はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第51号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って17件説明を行った。)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

石川 委員：申請番号59番 調査日令和3年9月28日。申請当事者の氏名等については議案書のとおりです。転用の必要性、妥当性、確実性は適です。農地区分は第3種。その他地域農業への影響、被害防除等、用排水の関係事項については何ら支障ありませんので、調査員総合意見として可とします。

河内 委員：申請番号60番 調査年月日は令和3年10月1日。本議案は、岡崎市発注の排水管布設工事を請け負った譲受人が、工事に使う重機や資材を置く場所として一時転用するため申請したものです。去年も同様に借りていて今回も同じ内容で、周囲に農地は無く被害防除措置等に問題が無いことは確認しています。その他問題となる点はありません。調査員総合意見として可といたします。

木俣 委員：申請番号61番 調査年月日は令和3年10月1日。本議案は、譲受人の自宅の隣地の従兄弟の土地に息子が家を建てるための申請です。転用の必要性等は適であり、申請地の現況は畑ですが地域農業への影響、被害防除、用排水等その他特に問題となる点は無いと判断しましたので、調査員総合意見として可としたいと思います。

神谷 委員：申請番号 62 番 調査年月日は令和 3 年 9 月 29 日。本議案は、旅客運送業を営んでいる譲受人が、現在不足している従業員及び業務車両の駐車場として申請地を利用したいというものです。申請地の状況は畑となっておりますが、申請内容及び現地での調査により、転用による地域農業への影響等調査内容全てにおいて問題無いことを確認しています。その他問題となる点はありません。よって、調査員総合意見は可といたします。

保田 委員：申請番号 63 番 調査員の近藤委員が本日欠席されているため、11 番の保田が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は 9 月 26 日となっております。この申請は、現在賃貸住宅に家族 4 人で暮らしている譲受人が、申請地を購入して分家住宅を建築したいものになります。申請地の状況は畑となっておりますが、申請内容及び現地での調査により、転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。また、その他問題となる点はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

申請番号 64 番 調査員の近藤委員が本日欠席されているため、11 番の保田が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は 9 月 25 日となっております。この申請は、現在賃貸住宅に家族 3 人で暮らしている譲受人が、親の土地を借り受けて分家住宅を建築したいものになります。申請地の状況は畑となっておりますが、申請内容及び現地での調査により、転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。また、その他問題となる点はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

申請番号 65 番 調査年月日は令和 3 年 9 月 27 日。本議案は、自動車部品製造業を営んでいる譲受人が賃借している従業員駐車場を返却しなければならなくなり、駐車場が不足するため申請地を従業員用駐車場として利用したいという内容です。調査事項に従い調査をしまして、付近の状況は市街地周辺で用排水の関係は特に問題ありません。その他問題となる点はありません。よって、調査員総合意見は可といたします。

内藤 委員：申請番号 66 番 調査年月日は令和 3 年 9 月 30 日。本議案は、譲渡人の孫が結婚して子供が生まれ賃貸住宅が手狭であるため、分家住宅を建築するため申請がされたものです。転用による地域農業への悪影響等は特にありません。よって、調査員総合意見は可としたいと思います。

二村 委員：申請番号 67 番 調査年月日は令和 3 年 9 月 26 日。本議案は、現在賃貸住宅に夫婦で住んでいる譲受人が、家財等が増え手狭になったため申請地を購入して分家住宅を建築したいというもので、現状畑であるのを宅地にするものです。周辺農地への影響、用排水の影響はありませんので、調査員総合意見は可といたします。

羽根田 委員：申請番号 68 番 調査年月日は令和 3 年 9 月 25 日。3 か月ほど前に農用地の利用計画変更がされた案件です。現地写真のとおり駐車場として使われており、始末書が添付されています。農地区分は第 3 種です。申請地は市街化区域の向かい側にあり、現状使っていて問題が無くその他の調査項目で問題はありませんでしたので、調査員総合意見は可としたいと思います。

申請番号 69 番 調査年月日は令和 3 年 9 月 25 日。本議案は、写真のとおり造成地及び駐車場です。譲受人は土木業を営んでおり、このまま整地して申請書の計画のとおり使用するものと思います。申請地は申請番号 68 番の土地を通して市街地と繋がっており、調査項目も問題ないと思いますので、調査員総合意見は可としたいと思います。

片岡 委員：申請番号 70 番 調査年月日は令和 3 年 9 月 26 日。本議案は、49 号議案の水道管布設の件と一体の申請です。母親の土地に息子が分家住宅を建築したいという申請で、母親が高齢であるため長男と立ち合い調査を行いました。転用の必要性、妥当性については適で問題ありません。申請地の状況は果樹が植わっていて綺麗に整備されている状況です。その他地域農業への影響及び被害防除等すべて問題になる点はありません。よって、調査員総合意見は可といたします。

鈴木（泰） 委員：申請番号 71 番 調査年月日は令和 3 年 9 月 28 日。本議案は、借受人が浄化槽の維持管理業務を営んでおり、業務用ごみ回収車を 3 台所有していて業務で頻繁に汚れが付着するため申請地に洗車場を設置したいものになります。申請地の状況は田となっておりますが、申請内容及び現地調査により転用による地域農業への影響、用排水への影響について問題の無いことは聞き取りにより確認をしております。その他問題となる点はありません。よって、調査員総合意見は可といたします。

石川 委員：申請番号 72 番 調査員の中根委員が本日欠席されているため、1 番の石川が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は 9 月 26 日となっております。この申請は、現在賃貸アパートに暮らしている申請者が、家具等も増え手狭なため申請地に分家住宅を建築したいという申請です。申請地の状況は不耕作地となっておりますが、申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。また、その他問題となる点はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

神谷 委員：申請番号 73 番 調査員の太田委員が本日欠席されているため、6 番の神谷が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は 9 月 27 日となっております。この申請は、自動車整備業の開業を計画している譲受人が店舗と駐車場を申請地に設置するものになります。申請地の状況は畑となっておりますが、申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。また、その他問題となる点はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

二村 委員：申請番号 74 番 調査員の新實委員が本日欠席されているため、15 番の二村が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は 9 月 27 日となっております。この申請は、自動車部品等の製造を行う申請者が、従業員用及び来客用駐車場が不足しているため、申請地を駐車場に転用したいという申請です。申請地の状況は不耕作地となっておりますが、申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。また、その他問題となる点は無いとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

内藤 委員：申請番号 75 番 調査員の早川委員が本日欠席されているため、14 番の内藤が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は 9 月 26 日となっております。この申請は、コンビニエンスストアを経営する申請者のお客用駐車場が不足しているため、駐車場の一部を使用している従業員の駐車場を申請地に移設することでお客用駐車場の不足を解消したいという申請です。申請地の状況は砂利敷きの雑種地となっているため始末書が添付されています。申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。また、その他問題となる点は無いとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第 52 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って 2 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

羽根田 委員：申請番号 11 番 調査年月日令和 3 年 9 月 28 日。本議案は所有者の方がお亡くなりになり、相続にあたり生産緑地を解除するため申請されたものです。農業の主たる従事者に該当し何ら問題ないと思われまますので、調査員総合意見として可としたいと思います。

保田 委員：申請番号12番 調査員の八田委員が本日欠席されているため、11番の保田が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は9月25日となっております。この申請は、申出事由発生者が死亡したことにより、相続人から申請がされたものになります。申請者及び周辺農業者への聞き取り等により調査を行い、申出事由発生者が死亡の日まで経営主として農業に従事していたことが確認できました。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、証明するものといたします。次に議案第53号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(非農地交付申請について、議案書に沿って2件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

鈴木(泰) 委員：15番 調査年月日は令和3年9月26日。本申請は、昭和55年頃耕作放棄をしたところ雑木等により山林化したことによるものです。申請地は人力又は農業機械による耕起整地ができず、周辺も森林の様相を呈しているなど農地として復元することは著しく困難と思われれます。よって調査員総合意見は可とします。

石川 委員：16番 調査員の中根委員が本日欠席されているため、1番の石川が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は9月26日となっております。現地を確認した所、申請地は山林化しており、今後農地として利用することは不可能な状況であったとのことです。よって調査員総合意見は可となっております。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、非農地と認定し通知するものといたします。次に議案第 54 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積計画について、議案書に沿って 93 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、決定するものといたします。次に議案第 55 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用配分計画案について、議案書に沿って 1 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、決定するものといたします。次に議案第 56 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用計画変更について、議案書に沿って 6 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の意見ををお願いします。

神谷 委員：1 番 調査年月日は令和 3 年 9 月 30 日。本議案は、申請人が暮らすアパートが手狭になったため親が所有する申請地に分家住宅を建築するものです。申

請地の状況は田となっています。耕作者、土地改良区ほか隣地関係者に調査を行いました。周辺農用地との一体利用への影響ほか調査事項は問題ないと確認しています。その他問題となる点はありませんでした。よって調査員総合意見は可とします。

鈴木（要） 委員：2番 調査年月日は令和3年9月28日。本議案は母が所有する土地に分家住宅を建築したいものになります。申請地の状況は畑となっていますが、申請内容及び現地での調査により、転用による地域農業への影響、被害防除等に問題無いことは近隣の農業者に聞き取りをして確認しております。その他問題となる点はありません。よって調査員総合意見は可とします。

羽根田 委員：3番 調査年月日は令和3年9月26日。本議案は、眼科医院の患者が増え駐車場が足りないため隣地の申請地を駐車場に転用したいというものです。申請地はすぐ隣が市街化区域の集落の中にある田で、調査項目は何ら問題ないと判断しましたので、調査員総合意見は可としたいと思います。

鈴木（要） 委員：4番 調査員の川澄委員が本日欠席されているため、8番の鈴木が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は9月27日となっております。本議案は、分家住宅建築のために農用地区域を除外するものです。周辺農用地との一体利用への影響、用排水への影響、今後の基盤整備事業実施の予定は全て無しとなっています。調査員総合意見として可であるとのことです。

二村 委員：5番 調査員の新實委員が本日欠席されているため、15番の二村が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は9月26日となっております。本議案は、分家住宅建築のために農用地区域を除外するものです。周辺農用地との一体利用への影響、用排水への影響、今後の基盤整備事業実施の予定全て無しとなっています。調査員総合意見として可であるとのことです。

6番 調査員の新實委員が本日欠席されているため、15番の二村が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は9月26日となっております。本議案は、分家住宅建築のために農用地区域を除外するものです。周辺農用地との一体利用への影響、用排水への影響、今後の基盤整備事業実施の予定全て無しとなっています。調査員総合意見として可であるとのことです。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、農用地利用計画を変更するものといたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、議案書に沿って説明を行った。)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	12 件
現況証明願について	3 件
農地の転用のための届出の受理について	6 件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	26 件

会長：本件につきまして、何か御質問はございませんか。

(なし)

会長：御質問も無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前 10 時 25 分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員 (15 番)

岡崎市農業委員会委員 (17 番)